

3 記録と発信——日本の民謡と民俗芸能を例に

私が担当するテーマは、「記録と発信」です。3つの内容から構成されます。1つ目は「記録の作成」、2つ目は「記録の整理と保存」、そして3つ目は「記録の活用としての発信」です。

1 記録の作成

まず、記録の作成から話を始めましょう。記録の作成には何らかの目的があるはずですが、民謡や民俗芸能の記録を依頼される時に、よく言われる目的は「貴重な芸能なので記録に残したい」です。大切だから、貴重だから、記録に残さなければいけないと言われると、もっともらしく聞こえます。しかし、記録の作成を依頼する方に「ではこの芸能のどこがどのように貴重ですか」と尋ねても、明快な答えが返ってくることはまずありません。「古いから、なくなってしまいそうだから」といった説明しかできないのです。

では、依頼される記録作成者（以下、記録者）の視点はどうでしょうか。記録者は、自身の関心があることを記録しているにすぎません。理想的には、全てのことを完璧に記録できればよいのですが、現実的には無理です。そうすると、焦点を絞って記録を取っていくことになります。ところが、依頼者は、「貴重なので記録してください」と言うだけで、記録者も、何となく貴重そうだと思うところを何となく記録していく。そんなことはよくあることです。こうして「何となく」が重なって出来上がった記録を見ると、何のための記録かよく分からないことも、ありがちなことです。

私が言いたいことは、そもそも完璧な記録が不可能であれば、記録を作成するあなた自身が、何が重要であるかを発見し、記録の目的を明確にし、その目的に従って、記録すべき事物を選択

し、選択した事物に対して適切な記録を取っていくことが、後々役に立つ記録になるということです。

ここで1つ事例を挙げます。実際に私が経験したものです。埼玉県戸田市新曽新田地区の観音経という芸能は、戸田市指定無形民俗文化財でしたが、これ以上続けることができないため、平成10年に指定解除されました。その翌年、戸田市はこの芸能を後世に残すため、映像等による記録作成を企画します。文化財に係る調査は、指定のために調査することはあっても、指定解除後に調査されることは、めったにありません。非常に珍しい調査だったのです。それでは、既に終わってしまったものを記録する目的は何なのでしょう。戸田市はなくなってしまう前に記録を取りたいといいますが、もはや風前の灯である芸能の何を記録に取ればいいのでしょうか。当時、この観音経を演奏できるのは3人の爺様しかおらず、最初から最後まで通して演奏することはできない状況でした。しかも、「年を取って、ちゃんと演奏ができないのを映像に撮られるのは恥ずかしい」と言われる始末です。対する戸田市教育委員会は「予算を取っていますから何とかしてください」と言います。間に入った私は考えた末に、1つの目的をひねり出しました。それは「爺様方の孫やひ孫の代の人たちが何かのきっかけでこの観音経を復活させたいと言ったときに、復元できるような記録を取りましょう」でした。その目的のもとに映像と報告書が作成されました。

映像は、爺様方に「子供や孫あるいはひ孫に向けて語りかけるようにお話をしてくださいね」とお願いし、楽器の準備や演奏の仕方を説明していただき、爺様たちが若い頃に習った方法での演奏を再現し、爺様たちでは再現できない全体を通し

た演奏は、過去の映像を借用しました。報告書には歌詞（経文）と譜面を入れました。こうして記録作成が行われ、最後に道具類は博物館に収められて、新曽新田地区の観音経は終わりました。

20数年前の話ですが、今でもこれが正しかったのか分かりません。ただ、50年後、100年後の未来の人たちに向けて、復元できることを目的に作った記録でした。詳しくは『民謡とは何か?』（島添 2021）の中に書きましたので、興味のある方はご一読いただき、映像や報告書（戸田市教育委員会企画・制作 1999、戸田市教育委員会編 2002）をご覧くださいと、また違う面が見えてくると思います。

2 記録の整理と保存

次に、フィールドワークの過程で得られた記録の整理と保存についてお話しします。フィールドワークでは録音・録画をしたり、メモを取ったりしますね。これらの記録は長期的な保存に耐えられるように整理しないと使い物になりません。

まずは、整理と保存の仕方を説明する前に、その前提となる民謡や民俗芸能に特有の事情についてお話しします。

民謡や民俗芸能のフィールドワークでは、「誰かさん」が残した録音・録画が出てくることがあります。これは貴重な記録です。なぜなら、民謡や民俗芸能は、時代による変化が激しいので、過去の録音・録画があれば、現在の在り方と比較する材料になるからです。ところが、演唱者の家の片隅から出てきた埃を被ったカセットテープをお借りしても、結構、使えないことがあるのです。その理由は、「誰かさん」が何かしらの機会に録音・録画したものには、曲名や演唱者名、録音日などの情報が一切ない、ということが多々あるからです。それを持ってきてくれた方は、「多分10年前とか20年前の録音かな」などと言うのですが、人の記憶というのは、10年前と言いながら、実際には30年くらい経っていることがよくあります。かといって、こうした情報は裏取りも難し

いものです。せっかくの貴重な記録なのに、情報がないばかりに、再びお蔵入りです。

それではこの問題を記録者である私たちの問題として考えてみましょう。私たちが亡くなった後に残された記録を、後世の「誰かさん」が使えるようにするためには、どうすればよいでしょうか。答えは簡単です。基礎データを必ず、録音・録画にクレジットで入れておく、収録メモなどの文字にして録音・録画媒体に付けておくことです。

基礎データとなる情報は図1にまとめました。まず「いつ」です。録音や撮影をした日時です。「どこ」は録音や撮影をした場所です。「だれ1」は、演唱者、演奏者のことで、彼らの氏名と生年、性別が基礎データとなります。「何」は、演目とか曲目です。「だれ2」は、記録者の情報です。

〈図1〉 基礎データ

いつ	録音・撮影日時
どこ	録音・撮影場所
だれ1	演唱・演奏者の氏名、生年、性別等
なに	演目・曲目
だれ2	記録・撮影者の氏名

追加情報：
 ・歌・楽器の編成
 ・撮影機材
 ・インタビュー情報（演唱・演奏の機会、演唱・演奏の資格 など）

これに加えて、歌や楽器の編成、撮影機材やインタビュー情報があると役に立ちます。例えば、本来なら、その歌や踊りがいつ行われるのか、その歌や踊りを行うのは、特定の人たちに限られるのか、などが記録されていれば、なおよいでしょう。

それでは、整理・保存された記録の具体例を見てください。先ほどは民俗芸能でしたので、今度は民謡の例です。日本の民謡調査の歴史の中で、大規模な調査は昭和時代に数回行われています。最も大きいのは『日本民謡大観』に係る調査です。『日本民謡大観』は、日本放送協会（以下、NHK）によって、昭和15年から平成5年にかけて

て行われた事業です。半世紀以上にわたったことから、当時はNHKの局内で大河事業と言われるほどでした。調査成果は、『日本民謡大観』という本になって出版されています。

『日本民謡大観』は採譜集ですが、音の記録も存在しており、現在はNHKアーカイブスに保存されています。NHKアーカイブスは、NHKがこれまでに制作したテレビ・ラジオ番組やそれらの番組の素材などをデジタル化して、アーカイブスとして保管しているものです。残念ながら、NHKアーカイブスは一般公開されていませんが、ほんの一部だけWeb上で閲覧できるものがあります。例えば、「動画で見るニッポンみちる」というWebサイトは、「新日本風土記」という番組のアーカイブスです。このアーカイブスにある岩手の民謡「馬方節」¹⁾は、『日本民謡大観』の録音が使われています。この動画の解説文には「収録／昭和16年」とあり、映像は別のものです。つまり、戦後に撮られた映像に、昭和16年の録音をかぶせて、アーカイブスに保存されているのです。

また『日本民謡大観』は、平成時代の初めに復刻版として再販された際にCDが付きました。このCDで、『日本民謡大観』に掲載されている曲の一部を聞くことができます。『復刻日本民謡大観』（日本放送協会編1992-1994）は出版されて30年以上経っておりますので、公共の図書館や大学の図書館でしかお目にかかる機会はありませんが、一般に見ることができます。

次の例は、文化庁の「民謡緊急調査」です。この調査は、昭和54年度から平成元年度にかけて、文化庁が各都道府県に委託して行われたものです。「民謡がなくなりかかっているから、急いで調査をしなければならない」ということで、「緊急」調査と名付けられました。

この調査の記録者は、地元の学校教師、公民館職員、僧侶、神主など、大半はごく一般の人たちです。こうした方々がラジカセを持参し、演唱者の歌を録音するような調査でした。

各都道府県で取りまとめた調査記録には、録音物とそれに付随する調査票と調査報告書があります。これらの記録は、国立歴史民俗博物館（以下、歴博）で「日本民謡データベース」²⁾として整理され、公開されています。まだ、著作権隣接権が消滅していないため録音記録と文字記録の一部は未公開の状態ですが、それ以外の記録は、歴博館内で検索して調べることができます。

この整理作業に、私は四半世紀にわたって携わってきました。民謡緊急調査の記録はNHKの『日本民謡大観』とは異なる民謡の側面を垣間見ることができます。

まず、民謡緊急調査では、録音記録と文字記録の内容が必ずしも一致しません。一番よく見られるのは、文字記録にある歌詞の順番どおりに、録音記録で歌われていないことです。つまり、民謡は、歌詞の順番が決まっているとは限らず、たいていはその時に頭の中で思い浮かんだ歌詞を口に出して歌っているにすぎません。しかも、民謡緊急調査には、なぜだか、記録者が同じ演唱者に、日を改めて同じ歌を再度、歌ってもらっていることがあります。そうすると、最初の日に歌った時の歌詞と、別の日に歌った歌詞が全然違うということがざらにあります。さらに、ある日歌った歌のフシが、別の日になるとフシ自体が違うことさえあるのです。データ1件につき1曲で整理する作業でしたので、これにはかなり苦しめられました。その歌を特定する要素が、歌詞にもフシにもないからです。それに、民謡緊急調査の録音記録ではよくある、興に乗ってきて大盛り上がりで歌ったり、そのときに頭の中に浮かんできた歌詞が口をついて出てくる方が、むしろ民謡の本来の形ではないかと思うのです。

3 記録の活用としての発信

最後に「記録の活用としての発信」についてお話しします。これまで、作成、整理・保存の話をしてきましたが、こうしたプロセスを経て生み出された記録を活用しようという動きは年々、高まっ

ているように思います。記録の活用方法の1つが「発信」です。特に、インターネットを使っただけの発信は安価で手軽なものです。インターネットのおかげで、これまでお蔵入りになっていた古い映像がどんどんWeb上で簡単にみられるようになってきているのはありがたいことだと思います。

しかし記録はそのままの形で発信されることが、ほとんどありません。前項に挙げました「動画で見るニッポンみちる」や「日本民謡データベース」のように、Webサイトに限らずどのような形であっても、発信されるにあたって記録は「加工」されるのです。「加工」が不可欠な理由は2つあります。

まず、フィールドワークで得られた情報は、個人情報やむき出しです。そのため、適切に情報をマスキングすることが必要です。しかも「個人情報保護」の考え方や保護の範囲は不変ではありません。時代によって変わっておりまして、これからも変わっていくと思います。発信する時点での状況に合わせた処理が、その都度必要になると思います。

2つ目の理由は、前述の理由と連動しています。発信にあたって、誰に向かって、何のために、制限時間、発信方法などに合わせて加工することは不可欠です。限られた少人数の専門家と対面で、あなたのフィールドワークの成果を30分ほど発表することと、全世界の不特定多数の人たちへ向けて過去の「誰かさん」が記録した映像を時間無制限で発信することでは、目的も制限も方法も異なりますし、加工のやり方も異なります。ただ加工することには変わりません。手軽にインターネットで情報を発信できる時代ですので、あなたがフィールドワークで採集した記録を、不特定多数の世界中の人々たちに向けて手軽に発信することができるということを考えますと、特に、不特定多数の人々に対してどうやって発信するのが考えなければいけないことだと思います。

4 おわりに

「記録と発信」をテーマに、日本の民謡と民俗芸能を例にお話をしてきました。記録者としての自分の限界を認めつつ、時代によって変化する技術や価値観に柔軟に対応しながら、「誰かさん」へ向けて記録を作り、整理・保存し、発信していくのは大変なことです。しかし、そこで得られるものは人生の宝物です。そして、あなたの人生の宝物である記録が、時空を超えて人類の宝物として共有されることになるのです。

- 1) 動画で見るニッポンみちる「馬方節」
https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0004380006_00000 (2024年9月22日閲覧)
- 2) 国立歴史民俗博物館「日本民謡データベース」
<https://www.rekihaku.ac.jp/doc/gaiyou/miny.html> (2024年9月23日閲覧)

【参考文献】

- 島添貴美子 2021『民謡とは何か?』音楽之友社。
戸田市教育委員会企画・制作 1999『新曾新田の観音経の記録』戸田市教育委員会 (VHS1巻)。
戸田市教育委員会編 2002『戸田市の民俗芸能 新曾新田観音経』戸田市教育委員会 (戸田市教育委員会文化財調査報告書 第1集)。
日本放送協会編 1992-1994『復刻日本民謡大観』日本放送出版協会 (全9巻, CD付)。

(島添貴美子)